



[1]ISPM 28:2007 付 属 書 案: *DYSMICOCCUS NEOBREVIPES* BEARDSLEY, *PLANOCOCCUS LILACINUS* (COCKERELL) 及 び *PLANOCOCCUS MINOR* (MASKELL) (HEMIPTERA: PSEUDOCOCCIDAE)に対する放射線処理(2012-011)

[2]発行歴

[3]

文書の日付	2013-04-02
文書分類	ISPM 28:2007 の付 属 書 案
現在の文書段階	SC の e-decision によって各国協議用に承認された
主な段階	2012-11 SC がトピック:(2006-014)放射線処理の下に当該テーマを追加 2012-09 2012 年の処理案募集に対して提出された 2012-12 TPPT が提出された案を評価し、スケジュール案を各国協議用に SCに推奨した 2013-02 SC の e-decision に提出 2013-04 SC e-decision により各国協議用に承認された
注	2012-12 処理案作成 2013-03 SC のフォーラムでの議論に基づき修正 2013-05-06 編集

[4]処理の範囲

[5]本付 属 書 は *Dysmicoccusneobrevipes* Beardsley (バナナコナカイガラムシ), *Planococcus lilacinus* (Cockerell)(タイワンコナカイガラムシ) 及 び *Planococcus minor* (Maskell) (ニセミカンコナカイガラムシ) (Hemiptera: Pseudococcidae) の雌成虫が規定された有効水準で繁殖することを妨げるための果実及び野菜の放射線処理を記述するものである¹。

[6]処理の説明

[7]処理の名称 *Dysmicoccusneobrevipes* Beardsley, *Planococcus lilacinus* (Cockerell) 及 び *Planococcus minor* (Maskell) (Hemiptera: Pseudococcidae)に対する放射線処理

[8]有効成分 N/A

[9]処理タイプ 放射線処理

[10]対象病害虫 *Dysmicoccusneobrevipes* Beardsley, *Planococcus lilacinus* (Cockerell) 及 び *Planococcus minor* (Maskell) (Hemiptera: Pseudococcidae)

[11]対象規制品目 上記のコナカイガラムシの寄主である全ての果実及び野菜

[12]処理スケジュール

[13] *Dysmicoccusneobrevipes*, *Planococcus lilacinus*, 及 び *Planococcus minor* の雌成虫の繁殖を妨げる最小吸収線量 231 Gy

[14]処理の有効水準及び信頼水準は、95%の信頼水準で ED_{99.99023}

[15]その他の関連情報

[16]放射線処理は明白な死亡率をもたらさない場合があることから、検査官は検査過程で生きている幼虫及び／又は成虫を発見する可能性がある。これは処理の失敗を意味するものではない。

[17]処理は ISPM18:2003 (植物検疫措置としての放射線処理の使用に関する指針)の要件に従って適用されるべきである。

[18]この放射線処理は、調整大気中に保存されている果実及び野菜には適用すべきではない。

[19]この処理スケジュールは The, et al (2012)の研究に基づいている。

[20]参考文献

[21]The, D.T., Khanh, N.T., Lang, V.T.K., Chung, C.V., An, T.T.T.& Thi, N.H. 2012. Effects of gamma irradiation on different stages of mealybug *Dysmicoccus neobrevipes* (Hemiptera: Pseudococcidae). *Radiation Physics and Chemistry*, 81: 97-100.

[22] 脚注1: 植物検疫処理の範囲は、農薬登録又は加盟国の処理の承認のためのその他の国内要件に関連する問題を含まない。CPMによって採択された処理は、人間の健康又は食品安全に対する特定の効果に関する情報を提供しない、これらは加盟国が処理を承認する以前に国内手続を使用して対処されるべきである。加えて、製品の質に対する処理の潜在効果は、それらの処理が国際的に採択される前にいくつかの寄主物品に関して検討される。しかしながら、物品の質に対する処理のあらゆる効果の評価は、追加的な検討を必要とするかもしれない。加盟国は、自国の領域における処理の使用を承認、登録、採択する義務はない。